

東京聖栄大学の公的研究費に関する不正防止計画

平成 27 年 3 月 30 日

学 長 決 定

1. 機関内の責任体系の明確化

項 目	不正防止計画
機関内の責任体系	コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育について、実効的な実施方法を検討する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項 目	不正防止計画
関係者の意識の向上	構成員に対してコンプライアンス教育を実施する。
	構成員から不正防止に関する誓約書を徴取する。
	構成員を対象とした行動規範を策定する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項 目	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握	定期的実施状況を検証して、不正防止計画を改定する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

項 目	不正防止計画
予算執行状況の検証	モニタリングを強化し、研究者に対して計画的な執行をするように周知徹底する。
	特別な理由がない限りは、業務遂行後速やかに請求書を提出するように周知徹底する。
不正関与取引業者への対応	取引業者から誓約書を徴取する。

5. 情報発信・共有化の推進

項 目	不正防止計画
通報（告発）窓口の設置	学内外への周知を徹底する。

6. 内部監査の実施

項 目	不正防止計画
監査体制の整備状況	内部監査において、リスクアプローチ監査を実施する。

